

2019 3/24

# ポイント還元

# ネット通販も

10月に予定する消費税の10%への引き上げ時に、買い物負担を一時的に軽くする対策の詳細がまとまった。食料品の税率を8%に据え置く軽減税率に加え、クレジットカードやスマートフォン(スマホ)による決済は中小企業の出品であればネット通販でも5%分が還元される。対策の規模は計約1.5兆円。企業の販売戦略にも大きな影響が及びそうだ。

## 収入に制限なく

買い物をする時に最も恩恵を感じられそうなのが、現金を使わない「キャッシュレス決済」だ。

10月1日から2020年6月末までの9カ月間、中小企業が扱う商品をキャッシュレスで買うと、還元されるポイントが上積みされる。クレジットカードや電子マネー、QRコードを読み取る

## 消費増税時、中小の出品なら5%分

るスマホ決済などが対象で、利用者に年齢や収入などの制限はない。

原則として資本金が5千万円以下の中小企業の店舗での買い物なら支払額の5%、コンビニエンスストアのフランチャイズ店では2%がポイントとして戻ってくる。ポイント還元ではなく、決済時に値引きをするサービスも同じ扱いになる。

ポイントがネット通販でも付く。米アマゾン・ドット・コムのようにある商品の場合、出品している事業者が中小であれば「対象となる可能性が高い」(経済産業省の担当者)。制度の対象外となる大企業のスーパー、家電量販店などは同じ商品で競合するならば値引きを迫られそうだ。

## 景気減速、先行きに不安

増税時の買い物こう変わる(主要な品目)

	キャッシュレス決済のポイント還元	プレミアム付き商品券	軽減税率
利用方法	クレジットカード 電子マネー スマートフォンアプリ	商品券	すべての買い物
利用者	誰でも	住民税の非課税世帯 0~2歳児のいる世帯	誰でも
利用場所	中小企業の小売店 中小企業が出品するネット通販 コンビニ	発行した市区町村の店舗	どこでも
割引率	小売店・ネット通販=5% コンビニ=2%	25%	2% (税率8%に)
対象	何でも	何でも	飲食料品 新聞
対象外	切手・商品券・宝くじ・馬券・新築住宅・自動車	風俗店などは市区町村が除外	酒 医薬品 外食
利用期限	カード会社などが設定	1人あたり 2万5000円分	なし
利用期間	19年10月~20年6月末	20年3月末まで	なし

(CB)、楽天カード、三井住友カード、三菱UFJニコス、クレディセゾン、イオンフィナンシャルサービス、ユーシー(C)カードなどだ。ヤフーとソフトバンクが出資するペイペイ(東京・千代田)やNTTド

井住友カード、三菱UFJニコス、クレディセゾン、イオンフィナンシャルサービス、ユーシー(C)カードなどだ。ヤフーとソフトバンクが出資するペイペイ(東京・千代田)やNTTド

飲食料品や定期購読の新聞は軽減税率で税率が8%のままになる。税率が8%の商品でもキャッシュレスの恩恵は受けられる。例えば中小

コモ、メルカリ、LINE E、オリガミ(東京・港)などのサービスも使える。主にスマホにダウンロードする専用アプリで決済する。還元率や使える決済手段などは店頭のプロスターで明示される。現金化できる切手や商品券、宝くじや馬券などを買ってもポイントは返ってこない。自動車や新築住宅も対象外だが、カーナビや住宅のリフォームは対象に含まれる。所得が少なく住民税がかからない世帯や、0~2歳児のいる世帯はプレミアム付き商品券も利用できる。例えば中小

この商品券は発行した市区町村が指定する店舗で使える。おつりは出ない。利用期間は20年3月までの半年間が原則だ。税率8%品目も

企業がネット通販している商品が400円まで買える。10枚セツトから購入でき、1人あたりの上限は2万円まで買える。2万5千円分だ。この商品券は発行した市区町村が指定する店舗で使える。おつりは出ない。利用期間は20年3月までの半年間が原則だ。税率8%品目も増税分を上回るような還元にする。消費の落ち込みを抑えるためだ。14年4月に消費税率を上げた時は、駆け込み購入とその反動で14年4~6月の実質消費が前期比の年率換算で17.6%減と急減し、企業に大きな影響が出た。高額な買い物ほど増税前の駆け込みは起きやすい。このため住宅は住宅ローン減税の控除期間を延ばし、自動車は自動車税を下げる方針だ。政府は日常の買い物でも負担を抑え、消費の落ち込みを防ぐつもりだ。

だが足元では海外経済の減速を受け、景気の先行きが不透明になっている。3月の春季労使交渉では、大企業でも賃上げ率が18年を下回る例が目立った。増税が消費者心理に与える影響は大きく、消費を支えきれぬかどうかはまだ見通せない。